

地方公共団体 外部監査・アドバイザリー関連サービス

あずさ監査法人は、外部監査や財務4表の作成支援等を通じて、 地域主権のより一層の確立を支援します。

外部監査

外部監査は、特定のテーマを対象として監査を実施するものです。外部監査には、テーマを 外部監査人自らが決める包括外部監査、テーマが長からの要求等に基づく個別外部監査、 さらには地方財政健全化法によりおこなわれる個別外部監査があります。

いずれにおいても、合規性や経済性、効率性、有効性の観点から監査を行うことから、結果的に行財政改革に資するものとなります。

あずさ監査法人では、全国の都道府県、政令指定都市、中核市、その他条例で定めた自治体の外部監査をおこなっています。



監査委員事務局支援サービス

昨今の不適正経理事件をきっかけとして、地方行政に対する住民の信頼を確保し、透明性を高めていくため、更なる監査機能の充実と効率的な監査の実施、監査の実効性の確保および監査実施者の監査能力の向上が求められています。地方公営企業や財政援助団体等の監査に当たっては、各種会計基準・監査の基本的スキルを習得することが不可欠です。

〈地方公共団体の監査で関係する、企業会計の種類〉

- 地方公営企業会計
- 地方独立行政法人会計基準
- 土地開発公社会計基準
- 地方住宅供給公社会計基準
- 地方道路公社の会計基準

- 公益法人会計基準
- 株式会社の会計基準
- 社会福祉法人会計基準
- その他

あずさ監査法人では、さまざまな各種企業会計(公営企業会計、土地開発公社、株式会社、公益法人等)の基準の研修や、監査委員事務局による財政援助団体への監査に際し、公認会計士が帯同し、アドバイスします。

新地方公会計関連サービス

地域主権を確立していく上で、自治体財政の的確な公開は重要な要素となります。自治体の 財政破綻が住民生活に及ぼす影響は大きく、マスメディア等で非常に多く取り上げられること もあり、住民の関心は大変高く、そして厳しいものとなっています。「新地方公会計制度実務 研究会報告書」(総務省)に基づく連結財務書類4表をはじめとする企業会計手法の導入 によって、発生主義の考え方を取り入れストック情報を含めた、透明性の高い財務情報の発 信が可能となります。

あずさ監査法人ではこれら財務書類の作成支援のほか、内部管理への活用支援、財務書類の開示に当たって有用な財務分析支援、住民にわかりやすく報告するためのアニュアルレポート(年次報告書)の作成も支援しています。

〈新地方公会計のマネジメントサイクル〉

外部環境

Plan

外部環境へのタイムリーな対応

- 予算策定、事業実施の意思決定
- 議会における予算審議、議決

複式会計の貢献

- 事務事業評価、政策評価における数値目標の 設定
- ■予算審議資料としてのコスト分析結果の活用

Action

- 予実乖離原因の分析、対処策の検討
- ・事業計画の修正と予算への反映

複式会計の貢献

- 事務事業評価、政策評価等との連動/受益 者負担に関する適正化
- ■ファシリティマネジメント計画の立案

マネジメントサイクル



Do

- 予算の執行、修正予算の策定
- 日常的なモニタリング

複式会計の貢献

- 発生ベース情報の適時把握
- →運営方針の適時変更、予算の修正

Check

- 決算数値の測定
- 事業実施効果の評価(行政評価)

複式会計の貢献

- ■発生ベース決算情報の把握
- ■政策別、施策別、事務事業別、活動別コスト 計算、コスト分析
- ■事務事業評価、行政評価データへの数値提供

地方公営企業関連サービス

現在、地方公営企業法ならびに地方公営企業会計の改正が進められています。

地方公営企業法改正の際には、資本金については議会の議決を経て減少することができるようになるほか、利益の処分については従来の積立金の積立義務は撤廃され、資本剰余金の処分と同様に条例または議会の議決を経て処分することが可能となります。また、地方公営企業会計の改正の際には、新たに「減損会計」や「退職給付引当金」、「リース会計」、「セグメント情報」、「キャッシュ・フロー計算書」の作成が求められるようになります。

あずさ監査法人は、このような地方公営企業会計の変化に対して今後も継続して適切に対応していけるよう支援します。

有限責任 あずさ監査法人

パブリックセクター本部 〒100-8172 東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー TEL: 03-3548-5801

東京事務所 パブリックセクター部 〒100-8172 東京都千代田区大手町1丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー TEL: 03-3548-5801

大阪事務所 パブリックセクター部 〒541-0048 大阪市中央区瓦町3丁目6番5号 銀泉備後町ビル TEL: 06-7731-1305

名古屋事務所 パブリックセクター部 〒451-6031 名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー

TEL: 052-589-0500

www.azsa.or.jp

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2013 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. Printed in Japan. 13-1129